

農地転用申請手続きについて

◇農地転用許可までの流れ

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1 転用申請締切 | 毎月 7日頃 |
| 2 農業委員会による現地確認、事業計画審査 | 申請月の 15日頃 |
| 3 農業委員会総会で審議 | 申請月の 25日頃 |
| 4 岩手県に申請書を進達（岩手県による事業計画審査） | 申請月の 月末頃 |
| 5 岩手県農業会議常設審議委員会に意見聴取 | 翌月 15日頃 |
| 6 岩手県知事の許可 | 翌月 下旬 |

◇事前確認事項

項目	手続き等【問い合わせ窓口】 ※転用が許可になった場合発生する不利益
農業振興地域内の農用地区域内農地	【農林課】 「農用地区域内農地」の場合、永久転用は不許可 農業振興地域からの除外手続き 定期見直し（令和6年度予定）
中山間地域直接支払交付金	【農林課】 協定区域からの除外 ※交付金の返還
多面的機能支払交付金	
転用事業計画地における埋蔵文化財包蔵地の所在の有無	【文化課】 遺跡の事前確認 ※計画地が遺跡に該当している場合、 転用事業が実施できないことがあります。
贈与税・不動産取得税の納税猶予 （貸人・譲渡人が受贈者の場合）	【釜石税務署】【岩手県花巻県税センター】 納税猶予確定手続き ※利子税を含めた税金の納入
土地改良区の受益地	【遠野市土地改良区】 受益地であった場合、同意書が必要 ※清算金の支払い 等
分筆・境界確認（境界復元）	【土地家屋調査士】 分筆後の登記事項証明書、公図を申請書に添付
農業者年金受給状況 （貸人・譲渡人が経営移譲年金受給者の場合）	【農業委員会事務局】 農業者年金経営移譲年金に係る手続き ※経営移譲年金の支給停止
賃貸借・使用貸借等権利設定	【貸人・借人】 貸借の合意解約 【農業委員会事務局】 合意解約書、解約通知書を提出
遠野市再エネ条例に基づく許可 ※令和2年6月1日以降	【総務課】 3,000㎡以上の再生可能エネルギー事業は 遠野市長の許可が必要（転用申請は許可後）

◇提出書類一覧

必要書類Ⅰ

チェック	許可申請書	提出部数	申請書への押印 ※欄外に捨印を押印すること
	4条	3部	認印
	5条	4部	事業者 認印（法人の場合、代表取締役印） 土地所有者 実印

必要書類Ⅱ

チェック	書類名	添付部数	留意事項
	住民票 ※コピー可 ※3カ月以内に交付されたもの	1	■4条の場合、申請者 ■5条の場合、転用事業者 ○遠野市役所とびあ庁舎市民課市民係または、宮守総合支所総合窓口係
	印鑑証明書 ※コピー可 ※3カ月以内に交付されたもの	1	■5条の場合、土地の所有者 ○遠野市役所とびあ庁舎市民課市民係または、宮守総合支所総合窓口係
	法人の登記事項証明書 （全部事項証明書）	原本1 写し1	申請者が法人の場合
	定款、寄付行為、規約または規則の写し ※原本証明をしたもの	原本1 写し1	申請者が法人の場合
	申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	原本1 写し1	○盛岡地方方法務局花巻支局 ・所有者の現在の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、住民票または戸籍の附表を添付
	公図	原本1 写し1	○盛岡地方方法務局花巻支局
	位置図	2	・住宅地図など、申請地付近の状況を表示する地図に申請地を明示
	農地転用事業位置選定検討表 ※別紙様式による	2	・事業実施場所として、申請地（農地）しかないと判断した検討内容を記載する ・申請地以外に事業検討した場所を図面（地図等）に記入
	検討図面		
	事業計画書 ※別紙様式による	2	【建築物を建てず、周辺生活環境への配慮が必要な事業の場合】 必要性、緊急性、規模決定根拠、機械油・汚水・粉じん等の発生防止措置、児童等の侵入防止措置などを記入 【資材置場】 資材の種類・量を記入 【駐車場】 自家用・来客用・従業員用の用途別に台数・面積を記入 【太陽光発電】 パネルの枚数、付帯設備、通路の各面積、発電力などを記入 【一時転用の場合】 利用後の農地への復元の具体的な計画を記入
	周辺農地への被害防除を示した書面 ※事業計画書への記載可	2	・申請地に隣接している農地がある場合、日照・通風・土砂流出など、農地（農作物）への被害に対する具体的な防除策を記入 【農地がない場合】 隣接農地なしと記載 【農地がある場合】 例）砂利敷きとし、土砂流出を防ぐ等
	配置図	2	・建物のほか、法面・植栽・通路・車の回転場など詳細に記入 ・利用面積を事業計画書に記入 【駐車場】 自家用・来客用・従業員用の用途別に台数・面積を記入 【太陽光発電】 パワーコンディショナー等の機器の台数や面積、位置を記入

チェック	書類名	添付部数	留意事項
	取水排水計画図 ※施設名称は具体的に示す	2	・用（給）排水施設を計画する建物・施設は、取水および排水に関する設備の位置、排水経路を示すこと。配置図に記入してもよい
	建物等の平面図・立面図	2	・地面から建物の最高所までの高さを記入すること
	融資証明書	原本1 写し1	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等の残高または融資証明書 ・法人の資金により証明する場合は、取締役会議決書及び資金証明 ・市町村等にあつては、予算決議書及び条例に定めるところによる用地取得等の決議書 ・申請者以外の名義の証明書を提出する場合は、資金提供者からの同意書を添付
	預金残高証明書		
	実測図（求積図） ※一時転用の場合	2	・分筆登記せずに一筆の一部を転用する場合
	住宅建築等における埋蔵文化財包蔵地の所在の有無について	写し2	<ul style="list-style-type: none"> ・文化課の回答書 ・試掘の必要ありの場合は、試掘結果を添付
	土地改良区の意見書	原本1 写し1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地が土地改良区の地区内にあるとき ・土地改良区の受益地であるとき
	地役権者、仮登記権者の同意書	原本1 写し1	・地役権、仮登記権が設定されているとき
	抵当権が執行されないことを証する書面	原本1 写し1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地に抵当権が設定されている場合 当該抵当権に係る返済義務等が履行されていることを証するもの
	遺産分割協議書 ※契約の内容が権利設定の場合	写し2	・申請地が相続登記前で所有権が確認できない時
	戸籍謄本 ※契約の内容が権利設定の場合	原本1 写し1	<ul style="list-style-type: none"> 【遺産分割協議書を添付できない場合】 ・申請地が相続登記前で所有権が確認できない時 ・未成年者が土地を処分しようとする場合で、法定代理人が代理申請する場合
	相続関係図 ※契約の内容が権利設定の場合		
	工事請負契約書	写し2	・公共工事施工に伴う仮設事務所等に利用する場合
	委任状	原本1 写し1	<ul style="list-style-type: none"> 【行政書士による代理申請の場合】 ・委任者の委任状（申請者の印鑑証明書添付）
	道水路の管理者の意見書	原本1 写し1	・道路、水路を利用する場合で、施設の維持管理に著しい影響を及ぼすと認められる場合
	他法令で許認可・届出を要するものは、許認可書等の写し、または受付印のある申請書等の写し 転用申請目的の実現が確実であることを証するもの		
	【例】		
	<input type="checkbox"/> 農業振興地域除外決定通知		2
	<input type="checkbox"/> 都市計画法の開発行為許可書		2
	<input type="checkbox"/> 採石法認可		2
	<input type="checkbox"/> 砂利採取計画認可		
	<input type="checkbox"/> 連帯誓約書		
	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者免許		2
	<input type="checkbox"/> 携帯電話無線基地局事業計画書		2
	<input type="checkbox"/> 電気通信事業法認定証		
	<input type="checkbox"/> 経済産業省の設備認定を受けたことを証明する書類（写し）		2
	<input type="checkbox"/> 系統連系技術検討結果のお知らせ（写し）		
	<input type="checkbox"/> 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例第10条第1項に基づく許可書（写し）		
	【50kW以上の高圧・特別高圧発電の場合】 <input type="checkbox"/> 接続契約のご案内		
	その他、農業委員会（岩手県）が必要とする書類	2	・農地転用事業の確実性の判断のため特に必要と認める書類